

熊本県公報

第 1 1 6 6 1 号
平成 20 年 2 月 27 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○兼用工作物管理協定の締結	(河 川 課) 1
○過疎代行路線の工事一部完了に伴う告示	(道路整備課) 2
○保安林の指定施業要件の変更にに関する予定	(森林保全課) 2
公 告	
○換地処分	(農村整備課) 2
○ "	(") 2
○ "	(") 2
○ "	(") 3
○都市計画法第 36 条第 3 項の規定に基づく開発行為工事完了公告	(建 築 課) 3
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 3
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(") 3
登 載 依 頼	
○第 2 回球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(医療政策総室) 4
○平成 19 年度第 2 回球磨地域保健医療推進協議会の開催	(") 4
○平成 19 年度第 2 回有明地域保健医療推進協議会の開催	(") 5
○平成 19 年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(") 5
○平成 19 年度第 2 回芦北地域保健医療推進協議会の開催	(") 6
○熊本県鹿本地域保健医療推進協議会の開催	(") 6
○平成 19 年度第 2 回上益城地域保健医療推進協議会の開催	(") 6
○第 31 回熊本県地方港湾審議会議の開催	(港 湾 課) 7
○熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	(高校教育課) 7
○運転免許取得者教育の認定を受けた講習機関の代表者の変更	(運転免許課) 9
○平成 19 年度第 2 回八代地域保健医療推進協議会の開催	(医療政策総室) 10
○熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会の開催	(") 10
○平成 19 年度第 2 回障害者施策推進協議会の開催	(障害者支援総室) 10
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 11
正 誤	
○平成 20 年 2 月 8 日付け熊本県公報第 11654 号中	(人事委員会) 12

告 示

熊本県告示第 141 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により告示する。
その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 河川の名称
一級河川菊池川水系岩村川
- 河川管理施設の名称又は種類
岩村川右岸堤防
- 河川管理施設の位置
山鹿市平山字蓮池 669 番地 2 地先から山鹿市平山字蓮池 699 番地 3 地先まで
- 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 山鹿市 代表者 山鹿市長 中嶋憲正
山鹿市山鹿 978 番地
- 管理の内容
(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又

- は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成 20 年 2 月 7 日から道路の存続する日まで

熊本県告示第 142 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく天草市道の改築工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成 12 年政令第 175 号）第 7 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

路線名	工事完了区間	延長 (メートル)	完了年月日
天草市道 五和中央線	(起点) 天草市五和町城河原一丁目字榮河内 2796 番 1 地先 (終点) 天草市五和町城河原一丁目字鬼之城 3139 番 11 地先	1,250.0	平成 20 年 2 月 7 日

熊本県告示第 143 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第 120 号**

県営水俣・芦北地区（高月工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 20 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 121 号

県営十町地区（第 1 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 20 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 122 号

県営十町地区（第 2 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 20 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 123 号

県営十町地区（第 3 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 20 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 124 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 20 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
山鹿市方保田字鳥越 3412 番 1、同 3412 番 3、同 3412 番 4、同 3413 番、同 3414 番、同 3415 番、同 3416 番、同 3417 番 1、同 3417 番 3、同 3417 番 5、同 3417 番 6、同 3418 番 1、同 3418 番 2、同 3418 番 4、同 3421 番、同 3485 番、同 3486 番、同字大道の下 3538 番 1、同 3539 番、同 3540 番 1 及び同 3545 番 1
20,144.58 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都市上京区出町今出川上る青龍町 231
株式会社マルハン

熊本県公告第 125 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成 20 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
レッドキャベツ桜木点
熊本市花立三丁目 4-1
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者（法人の場合）	住 所
株式会社ゆうあいマート	代表取締役 下敷領 透	熊本市南熊本一丁目 9 番 27 号

(変更後)

氏名又は名称	代表者（法人の場合）	住 所
株式会社レッドキャベツ	代表取締役 岩下 義之	山口県下関市山の田本町 1 番 9 号

- 3 変更の年月日
平成 18 年 5 月 23 日
- 4 変更する理由
ニコニコ堂閉店に伴う小売業者の変更のため
- 5 届出年月日
平成 20 年 2 月 8 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 20 年 2 月 27 日から平成 20 年 6 月 27 日まで

熊本県公告第 126 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 9 月 18 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により店舗立地の市町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成 20 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) ニコニコ堂帯山店 (熊本市三郎一丁目 1-3)
- (2) ニコニコ堂楠店 (熊本市龍田八丁目 15-75)
- (3) ニコニコ堂日吉店 (熊本市日吉一丁目 8-21)
- (4) ニコニコ堂八代店 (八代市本野町字西道善寺 2301-1)
- (5) ニコニコ堂横手店 (八代市横手町源代 1152)
- (6) ニコニコ堂人吉店 (人吉市上薩摩瀬町園田 880)
- (7) ニコニコ堂東山鹿店 (山鹿市古閑十三部 1006-5)
- (8) ニコニコ堂山鹿店 (山鹿市熊入町字西田 172-1)
- (9) ニコニコ堂牛深店 (天草市牛深町大池田 1545-5)
- (10) ニコニコ堂松島店 (上天草市松島町合津 7915-21)
- (11) ニコニコ堂三角店 (宇城市三角町三角浦 1159-127)
- (12) ニコニコ堂多良木店 (球磨郡多良木町大字多良木 1385-2)
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - ア ニコニコ堂帯山店、楠店、日吉店
熊本県商工観光労働部商工政策課
 - イ ニコニコ堂八代店、横手町
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
 - ウ ニコニコ堂人吉店、多良木店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
 - エ ニコニコ堂東山鹿店、山鹿店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
 - オ ニコニコ堂牛深店、松島店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
 - カ ニコニコ堂三角店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
 - (2) 縦覧期間
平成 20 年 2 月 27 日から平成 20 年 3 月 27 日まで

登 載 依 頼

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 2 号

第 2 回球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 2 月 27 日

球磨地域保健医療推進協議会
救急医療専門部会
会長 岡 啓嗣郎

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 4 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 開催場所
熊本県人吉市西間下町 86-1
熊本県球磨地域振興局 2 階中会議室
- 3 議題
 - (1) 球磨地域における救急救助状況について
 - (2) 病院群輪番制事業、小児休日在宅当番医制について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、専門部会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県人吉市寺町 12 番 1 号
球磨地域保健医療推進協議会事務局 (熊本県人吉保健所総務企画課)
(電話 0966-22-3107)

球磨地域保健医療推進協議会公告第 2 号

平成 19 年度第 2 回球磨地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 2 月 27 日

球磨地域保健医療推進協議会 会長 上野達郎

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 4 日（火）午後 3 時～4 時 30 分まで
 - 2 開催場所
熊本県人吉市西間下町 86-1
熊本県球磨地域振興局 2 階大会議室
 - 3 議題
(1) 救急医療専門部会報告
(2) 第 4 次球磨地域保健医療計画の評価について
(3) その他
 - 4 傍聴者の定員
10 人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問い合わせ先
熊本県人吉市寺町 12 番 1 号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務企画課）
（電話 0966-22-3107）
-

有明地域保健医療推進協議会公告第 2 号

平成 19 年度第 2 回有明地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 2 月 27 日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 7 日（金）午後 1 時 30 分から
 - 2 開催場所
玉名市岩崎 730 白鷺荘別館
 - 3 議題
(1) 第 4 次有明地域保健医療計画の実績について
(2) 第 5 次有明地域保健医療計画（素案）について
(3) その他
 - 4 傍聴者の定員
10 人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問い合わせ先
熊本県玉名市岩崎 1004-1
有明地域保健医療推進協議会事務局（熊本県有明保健所総務企画課内）
（電話 0968-72-2184）
-

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

平成 19 年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 2 月 27 日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 7 日（金）午後 2 時 00 分から午後 2 時 50 分まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市八幡町 2 丁目 2 番 13 号
水俣保健所 2 階会議室
- 3 議題
(1) 平成 19 年度管内の救急活動状況について
(2) 小児救急地域医師研修事業について
(3) 新型インフルエンザ対策に係る医療体制について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は先着順に行い、定員になり次第終了する。

- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町 2 丁目 2 番 13 号
芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話 0966-63-4104)

芦北地域保健医療推進協議会公告第 2 号

平成 19 年度第 2 回芦北地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 2 月 27 日

芦北地域保健医療推進協議会会長 末 永 英 士

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 7 日 (金) 午後 3 時 00 分から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市八幡町 2 丁目 2 番 13 号
水俣保健所 2 階会議室
- 3 議題
(1) 救急医療専門部会からの報告
(2) 第 4 次芦北地域保健医療計画の取組状況について
(3) 第 5 次芦北地域保健医療計画 (案) について
(4) その他
- 4 傍聴者定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、午後 2 時 50 分までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町 2 丁目 2 番 13 号
芦北地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話 0966-63-4104)

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会公告第 2 号

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 2 月 27 日

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会 会長

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 11 日 (火)
午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本県鹿本地域振興局 3 階大会議室
山鹿市山鹿 1026-3 電話：0968-44-2131
- 3 議題
(1) 鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の実施内容の報告
(2) 第 4 次鹿本地域保健医療計画について
(3) 第 5 次鹿本地域保健医療計画 (案) について
(4) その他報告事項等
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局 (熊本県山鹿保健所総務企画課)
山鹿市山鹿 465-2
電話 (0968) 44-4121

上益城地域保健医療推進協議会公告第 2 号

平成 19 年度第 2 回上益城地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 20 年 2 月 27 日

上益城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 11 日（火）
午後 3 時から
- 2 開催場所
上益城郡御船町御船 791（電話 096-282-2888）
クレインパレス
- 3 協議事項
（1）第 4 次上益城地域保健医療計画実績報告について
（2）第 5 次上益城地域保健医療計画素案について
（3）救急医療専門部会（健康危機管理推進会議）実施報告について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室する。
（2）傍聴の受付は原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県上益城郡御船町辺田見 400 番地
熊本県上益城地域保健医療推進協議会事務局
（熊本県御船保健所総務企画課）
（電話 096-282-0016）

熊本県地方港湾審議会公告第 2 号

第 31 回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 20 年 2 月 27 日

熊本県地方港湾審議会

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 4 日（火）
午後 9 時 30 分から（三角港視察：午前 9 時 30 分～午後 12 時 30 分、
会議：午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分）
- 2 開催場所
（三角港視察）
熊本県宇城市三角町三角浦
三角西港
（会議）
熊本県熊本市水前寺 6-18-1
熊本県庁行政棟新館 2 階 A V 会議室
- 3 議題
三角港港湾計画の軽易な変更
田浦港臨港地区の指定
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができます。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 お問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県地方港湾審議会事務局（熊本県土木部港湾課）
（電話 096-333-2514）

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 2 月 27 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 2 号

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和 51 年 7 月 1 日教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

修学奨励資金貸与申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者氏名 印

連帯保証人氏名 印

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例に基づき
修学奨励資金の貸与を受けたいので関係書類を添え申請します。

（ふりがな） 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 男 女 （満 歳）
現 住 所	電話 （ ）
学 校 名	
入 学 年 月 日	年 月 日
貸 与 金 額	月額 円
貸 与 希 望 期 間	年 月から 年 月まで
他の奨学金等の 申込・受給状況	名称

家 族 の 状 況			
氏 名	年 令	続 柄	同居・別居の別
連 帯 保 証 人			
氏 名		年 月 日生	
現 住 所			
本人との関係			

別記第 2 号様式中「保証人」を「連帯保証人」に改める。
別記第 3 号様式中「第 学年」を削り、「保証人」を「連帯保証人」に改める。
別記第 4 号様式中「第 学年」を削り、「保証人」を「連帯保証人」に改める。
別記第 5 号様式中「第 学年」を削り、「保証人」を「連帯保証人」に改める。
別記第 6 号様式中「第 学年」を削り、「保証人」を「連帯保証人」に改める。
別記第 7 号様式中「第 学年」、「性別」、「本籍」及び「職業」を削り、「保証人」を「連帯保証人」に、「本人との続柄」を「本人との関係」に改める。
別記第 8 号様式中「保証人」を「連帯保証人」に改める。
別記第 9 号様式中「(年卒業、退学)」を削り、「保証人」を「連帯保証人」に改める。
別記第 10 号様式を次のように改める。
別記第 10 号様式 (第 10 条関係)

修学奨励資金返還計画書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(出身) 学校名

本 人 住所

電話 ()

氏名 印

連帯保証人 住所

電話 ()

氏名 印

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例により貸与を受けた修学奨励資金は、関係規定により下記計画のとおり返還することを誓約します。

記

- 1 借入金総額 円
- 2 借用期間 年 月から
年 月まで (月間)
- 3 返還方法 年 月から
月 賦 (1 回につき 円)
半年賦 (1 回につき 円)

日本工業規格 A4

別記第 12 号様式中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 4 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則 (平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号) 第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同規則第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 27 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び 代表者の氏名	使用する施設の 名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社玉名自動車学園	大洋自動車学校 玉名市向津留 532 番地	代表者の 氏名	片山 和則	平成 20 年 1 月 1 日
玉名市向津留 532 番地	大洋第二自動車学校			

大村 平治	玉名市築地 761 番地			
-------	--------------	--	--	--

八代地域保健医療推進協議会公告第 2 号

平成 19 年度第 2 回八代地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催します。
平成 20 年 2 月 27 日

熊本県八代保健所長 河津 俊彦

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 11 日（火）
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本県八代市西片町 1660
熊本県八代地域振興局 5 階大会議室
- 3 議題
(1) 救急医療専門部会の報告について
(2) 第 5 次八代地域保健医療計画について
(3) 第 4 次八代地域保健医療計画の進捗状況について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、会場において事務局の許可を得たうえで、会場に入ることができます。
(2) 傍聴は、先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県八代市西片町 1660
八代地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課)
(電話 0965-32-6121 内線 3014)
(ファックス 0965-33-6321)

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会公告第 2 号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成 20 年 2 月 27 日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会会長

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 5 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
阿蘇市内牧 1204
熊本県阿蘇保健所 2 階会議室
- 3 議題
(1) 第 5 次阿蘇地域保健医療計画（案）について
(2) 救急医療専門部会の報告について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市内牧 1204
阿蘇地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務企画課)
(電話 0967-32-0535)

熊本県障害者施策推進協議会公告第 2 号

平成 19 年度第 2 回熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成 20 年 2 月 27 日

熊本県障害者施策推進協議会

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 6 日（木）
午前 10 時から正午まで

- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 3 階 たい樹
- 3 議題（予定）
 - (1) くまもと障害者プラン等について
 - (2) 障害者自立支援法について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員について
20 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部障がい者支援総室総務・企画班）
（電話 096-333-2250）

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 2 月 27 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 6 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中

課長 企画調査官 監察官 留置管理官 科学 捜査研究所長 機動捜査隊長 機動隊長 交通 機動隊長 高速道路交通警察隊長	5 種
サイバー犯罪対策官 刑事調査官 刑事指導官	6 種

を

課長 企画調査官 監察官 留置管理官 科学 捜査研究所長 機動捜査隊長 聴聞官 交通機 動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長	5 種
室長（警視の階級にあるものに限る。） 管理官 （行政職給料表の適用を受けるものに限る。） 副室長（警視の階級にあるものに限る。） 次席 （警視の階級にあるものに限る。） 副隊長（警視 の階級にあるものに限る。） 首席師範 広報官 地域指導対策官 航空隊長 サイバー犯罪対 策官 刑事指導官 刑事調査官 組織犯罪捜査 指導官 通告官 警備指導官 警備対策官	6 種
次席（区分 6 種のものを除く。） 副隊長（区分 6 種のものを除く。）	7 種

に、

警察署長（区分 3 種及び 4 種のものを除く。） 熊 本北警察署副署長 熊本南警察署副署長 熊本 東警察署副署長 八代警察署副署長	5 種
--	-----

を

警察署長（区分 3 種及び 4 種のものを除く。） 熊 本北警察署副署長 熊本南警察署副署長 熊本 東警察署副署長 八代警察署副署長	5 種
副署長（区分 5 種のものを除き、警視の階級にあ	6 種

に改める。

るものに限る。) 会計官 刑事官 地域官 交通官 地域・交通官

副署長 (区分 5 種及び 6 種のものを除く。) 7 種

別表第 2 2 公安職給料表中

5 種	72,000 円
6 種	63,000 円

を

5 種	72,000 円
6 種	63,000 円
7 種	54,000 円

に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 3 月 3 日から施行する。

正 誤

平成 20 年 2 月 8 日付け熊本県公報第 11654 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
39	26	(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、一般職員給与条例第 11 条の 3 第 1 項	(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、一般職給与条例第 11 条の 3 第 1 項
	33	(2) 育児短時間勤務職員等であって、一般職員給与条例第 11 条の 3 第 1 項	(2) 育児短時間勤務職員等であって、一般職給与条例第 11 条の 3 第 1 項
	40	(3) 育児短時間勤務職員等であって、一般職員給与条例第 11 条の 3 第 1 項	(3) 育児短時間勤務職員等であって、一般職給与条例第 11 条の 3 第 1 項
43	55	(3) 斉一型短時間勤務職員 (前号に掲げる職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間	(3) 斉一型短時間勤務職員 (前号に掲げる職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間